

伊坂台団地内公園遊具施設製作・設置及び撤去業務委託仕様書

1. 業務名称

伊坂台団地内公園遊具施設製作・設置及び撤去業務委託

2. 業務の目的

伊坂台団地内の公園は、伊坂台土地区画整理事業により整備され、平成8年4月より供用開始された。

伊坂台3号公園は、面積約1,000㎡の長方形で広場中央にブランコと滑り台を組み合わせた小型木製複合遊具が砂場と一体で設置されている。

伊坂台4号公園は、団地の中央付近に位置しており面積約4,300㎡の大きな公園の広場西側にブランコや滑り台、雲梯、太鼓橋など多数の遊具が組み合わせた大型木製複合遊具が砂場と一体で設置されている。

伊坂台5号は、面積約1,000㎡の三角形で広場東側にブランコや滑り台、雲梯が組み合わせた木製複合遊具が砂場と一体で設置されている。

このように3つの公園には、大・中・小の木製複合遊具が設置されており、多くの子供に利用されてきたが、設置より長年が経過していることから老朽化が進んでいる状態である。

そこで本業務は、公募により、現状の遊具に代わる魅力的な遊具を設置することで遊具老朽化解消を図るとともに、さらなる公園利用者の増加を目指すものである。

併せて、伊坂台1号公園は、3号～5号公園同様に木製複合遊具が設置されているものの、団地の東端付近に位置した高台にある公園であることから、低利用となっているため、老朽化が進んでいる木製複合遊具の撤去を行うものである。

3. 契約期間

契約の日から令和5年3月24日まで

4. 契約限度額

¥20,430,300－（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 業務の概要

(1) 対象地の所在

三重県四日市市伊坂台一丁目他2町地内

(2) 業務内容

- ア 遊具設計・製作
- イ 遊具設置業務（基礎含む）
- ウ 既存遊具の撤去業務及び撤去後の整地業務

(3) 公園別遊具の現状と求める機能

- ・伊坂台3号公園：2連ブランコと滑り台を組み合わせた木製複合遊具が設置されている。

これに替わる遊具として、幼児と親と一緒に遊べ、楽しめる遊具を1基以上設置すること。

また、既設の砂場約50㎡について縮小することは可能であるが、全撤去することは認めない。

- ・伊坂台4号公園：広場西側にブランコや滑り台、雲梯、太鼓橋など多数の遊具が組み合わせた大型木製複合遊具が砂場と一体で設置されている。また、隣接する1号緑地と一体利用がなされており、ボール遊びやグランドゴルフ、また、地域の祭り等の会場として利用されるなど、幅広い年齢層の多くの方々に利用されている。

これに替わる遊具として、団地のシンボルとなる複合遊具を最低1基は設置すること。また高齢者を意識した遊具を考慮することが望ましい。

また、既設の砂場約70㎡について縮小することは可能であるが、全撤去することは認めない。

- ・伊坂台5号公園：広場東側にブランコや滑り台、雲梯が組み合わせた木製複合遊具が砂場と一体で設置されている。

これに替わる遊具として、同機能を有する複合遊具を1基若しくはスタンダード遊具を複数組み合わせるなど設置スペースの中で工夫して設置すること。

また、既設の砂場約50㎡について縮小することは可能であるが、全撤去することは認めない。

※各公園における金額の配分は特に問わない。

(4) 設置スペース

- ・設置位置及び面積は別紙平面図の通りであるが、公園利用者の利便性を最大

限に考慮することとし、現地調査の結果、より良い設置場所がある場合は提案することも可とする。

6. 対象となる遊具

(1) 対象年齢

主として幼児・小学生（3～12歳）の利用を想定した遊具を対象とする。

4号公園については、大人向けの遊具も対象とする。

(2) 使用材料等

遊具については木製の部材を用いないものとする。構造材はステンレスやアルミ、スチールのメッキ加工及び焼付仕上げを、また地際部分の腐食対策を施すなど、遊具の維持管理の軽減、長寿命化を目指した材料の使用や加工を施すことが望ましい。

(3) 適用規格及び基準

ア (一社)日本公園施設業協会 団体生産物賠償責任保険加入製品とする。

イ (一社)日本公園施設業協会 SP表示認定企業による製品とする。

ウ 国土交通省 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」に準拠すること。

エ (一社)日本公園施設業協会 「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2014)」に対応する製品とする。

(4) 注意事項

ア JPFA 技術資格認定制度の公園施設製品安全管理士及び、主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する管理技術者資格者証の交付を受けている者で、管理技術者講習修了証の交付を受けているもの）を有する者の指導の下、利用動線の交差を避け、各遊具の運動方向を考慮した安全領域を十分に確保しなければならない。

イ 計画工程表、施工方法に関する書類は、「三重県公共工事共通仕様書」に準拠して提出すること。

ウ 現場により発生する建設副産物については、契約の範囲内で適正に処分すること。

エ 常時開放している公園であるため、業務の際は来園者の安全を第一とすること。

オ 公園内への車両の搬入については、園路の舗装等を傷めないよう養生等を行うこと。

カ 施工時間帯は基本平日の8時30分から17時00分までとする。（監督職

員が認める場合はその限りではない。)

キ 請負者は、遊具の搬入時には、以下に示す項目や情報などが記された資料を提出すること。

- ・製品の名称および識別番号
- ・設置日または納入日
- ・製品仕様
- ・利用対象年齢
- ・標準使用期間および保障年数
- ・消耗部材とその推奨交換サイクル
- ・保守および点検についての情報
- ・日常点検表
- ・遊具安全利用表示シール（年齢表示・個別注意・種類別注意）
- ・製品表示ラベル
- ・点検済みシール
- ・SP表示認定企業認定証の写し
- ・公園施設団体生産物賠償責任保険加入証の写し

7. 本業務の留意事項

ア 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

イ 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。

ウ 受託者は、業務の実施にあたり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。

エ 受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。

オ 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。

カ 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

キ 受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分（概ね契約金額の2分の1以上に相当する業務）を一括して、第三者に再委託してはならない。

ク 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。

ケ 受託者は、既存遊具の撤去前・撤去後において、安全管理を徹底すること。なお、既存遊具に起因する事故等が生じた場合は、受託者にて対応すること。

コ 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

8. 支払方法

業務完了時に成果品を提出後に完了払い

9. 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格提出規準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ア 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- イ 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工事遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ウ ア、イの義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

10. 障害者差別解消に関する事項

(1) 対応要領に沿った対応

- ア この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- イ ア に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(2) 対応指針に沿った対応

上記（1）に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。